

1月から一部改正
高額療養費制度

■ 雨保険年金課

平成27年1月から、70歳未満の人が健康保険を利用して医療機関を受診したときの自己負担限度額が下表のとおりになります。70歳以上の人の限度額は変更されません。

※ 高額療養費制度とは

医療機関で支払った健康保険が適用される医療費が、定められた限度額（自己負担限度額）を越えた場合、申請することで健康保険から払い戻しを受けられる制度です。また、申請により交付される限度額認定証（以下、「認定証」）を提示した場合、医療機関で支払う自己負担額を限度額までにすることもできます。

詳しくは、加入している健康保険に問い合わせてください。

国民健康保険に加入している70歳未満の人

現在、交付されている認定証は、有効期限が平成26年12月31日になっています。この認定証を持っている人には、制度改正に対応した新しい認定証（有効期限は平成27年7月31日）を12月中に郵送します。

70歳未満の人の自己負担限度額(月の1日から月末まで)

▶平成26年12月まで			▶平成27年1月から		
区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
A	600万円超	150,000円+(総医療費-500,000)×1% 【多数該当の場合 83,400円】	ア	901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000)×1% 【多数該当の場合 140,100円】
B	600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000)×1% 【多数該当の場合 44,400円】	イ	600万円超 901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000)×1% 【多数該当の場合 93,000円】
C	住民税非課税世帯	35,400円 【多数該当の場合 24,600円】	ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000)×1% 【多数該当の場合 44,400円】
			エ	210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円 【多数該当の場合 44,400円】
			オ	住民税非課税世帯	35,400円 【多数該当の場合 24,600円】

※一医療機関につき、21,000円未満の自己負担は高額療養費の対象になりません。
(外来と入院、内科と歯科はそれぞれ別の扱いになります)
※区分は毎年8月に前年の所得に応じて見直されます。
※表中の「所得」は、総所得金額等から33万円を引いたものです。
※多数該当は、過去12か月以内に同じ世帯で、4回以上の高額療養費の該当があったことをいいます。

平成25年度
経営改革の取り組み

■ 企画課

彦根市は、「持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組方針」に基づき、「財政運営の健全化」、「歳入確保策の積極的な展開」、「効率的・効果的な行政体制の整備」を三本柱に「持続可能な財政基盤の確立」を最重要課題として取り組んでいます。

彦根市土地開発公社の解散

「彦根市土地開発公社解散プラン」(平成25年1月策定)に沿って、第三セクター等改革推進債を活用し、公社が抱えていた債務の代位弁済を行い公社を解散しました。このことにより、金融機関への支払利息を削減しました。

広告モニター付き窓口案内システムの無償提供と広告収入の確保

広告モニター付き窓口案内システムの無償提供を受け、従来のリース料などの経費を削減するとともに、新たに広



告料収入を確保しました。
幼稚園業務を福祉保健部に移管
就学前の入園申込手続きや保育に関する情報提供の窓口をわかりやすくするため、幼稚園業務と保育園業務の窓口を「子育て支援課」に一本化しました。

未収金対策の強化

彦根市債権管理条例を制定し、市が保有する債権について、これまで以上に適正な管理に努めました。

民間活力の活用

在宅支援センターに代わり、サービスの拡充と事業の効率化を図るため彦根市地域包括支援センター業務を民間に委託しました。

また市立保育園の一園で、給食調理業務を民間に委託しました。

お問い合わせ先 企画課 ☎ 30・6101番、FAX 22・1398番

意見公募手続制度

町長を応援しよう

美しいこね創造条例の一部を改正する条例(素案)

ボランティア活動や健康増進活動などのひこねのまちを美しくする活動をした人に対し、地域通貨の「彦」を渡す美しいひこね創造事業も9年目を迎え、年々、参加登録者が増加しています。

今回、個人の登録手続きの見直しと活動態勢に見合った事業規模への修正のため、①登録時に交付している登録されていることを証する参加登録証の廃止、②活動報告のない登録者を抹消する規定の追加を予定しています。

そこで、市民の皆さんから意見を募集します。
素案の公開場所
町まちづくり推進室(市役所1階、情報公開コーナー)
根市ホームページ
意見などの提出期限
平成27年1月13日(水)

提出方法
町まちづくり推進室に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先
町まちづくり推進室(〒527-8501 元町4-2)
☎ 30・6117番、FAX 22・1398番、Eメール machizukuri@ma.city.nikone.shiga.jp

彦根市屋外広告物条例(素案)

屋外広告物は、店舗や商品などの身近な情報手段として広く利用されています。しかし、無秩序に広告物が乱立したり、派手な色彩の広告物が設置されたりすると景観が阻害される恐れがあります。

彦根市では、歴史あるまちなみや美しい景観を守っていくために、県条例から市独自の屋外広告物条例の制定を予定しています。
そこで、市民の皆さんから

意見を募集します。
素案の公開場所
岡都市計画課景観・まちなみ保全室(市役所2階、情報公開コーナー(同一階)、支所、各出張所、彦根市ホームページ)

意見などの提出期限
平成27年1月14日(水)

提出方法
岡都市計画課景観・まちなみ保全室(〒527-8501 元町4-2) ☎ 30・6124番、FAX 24・8517番、Eメール toshikeikaku@ma.city.nikone.shiga.jp

お寄せいただいたご意見などは、意見に対する彦根市の考え方とともに整理したうえで、彦根市ホームページなどで公表します。
お寄せいただいたご意見に対して、個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

提出方法
町まちづくり推進室(〒527-8501 元町4-2) ☎ 30・6117番、FAX 22・1398番、Eメール machizukuri@ma.city.nikone.shiga.jp

建設工事 平成27年2月9日(月)～同25日(水)
対象 「その他委託等業務」
受付時間 午前9時～同11時

測量・建設コンサルタント等業務 平成27年1月28日(水)～2月4日(水)
対象 「その他委託等業務」
受付時間 午前9時～同11時

物品供給等 平成27年1月13日(火)、同14日(水)
対象 新規申請(追加分)のみ。中間年のため、平成26年度に登録した人は、今回の申請は不要です。
その他委託等業務 平成27年1月19日(月)～同27日(水)
対象 更新年のため、登録を希望する全ての人の申請が必要でです。

平成27年度に彦根市が発注する「物品供給等」「その他委託等業務」「測量・建設コンサルタント等業務」「建設工事」の入札などに参加を希望する人を対象に、入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

平成27年度
入札参加申請の受付

■ 契約監理室



30分、午後1時～同4時
受付場所 契約監理室(市役所別館2階)
申請書などの交付場所・開始日 契約監理室の窓口 平成27年1月6日(火)
※彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。
注意事項 受付期間内に申請がない場合は、平成27年度の入札参加資格が得られません。資格の期限切れに伴う通知は行いませんので、ご注意ください。
申請方法 市内・準市内業者は、契約監理室に書類を持参して申請してください。市外業者(県内・県外業者)は、郵送でも受け付けます。受付期限は、各受付期間の最終日(当日消印有効)。
問い合わせ先 契約監理室(〒522-8501 元町4-2) ☎ 30・6110番、FAX 22・1397番